

体育事業（体育施設利用）補助実施要綱

1. 助成内容

事業所が、事業所単位で会員の健康保持増進のために湖北地域（長浜市・米原市）の体育施設において活動をした場合に、事業所が支払った料金に応じて年 1 回に限り助成する。

2. 対象者

施設利用時に会員であること（年 1 回限り）

3. 期 間

令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 4 年 3 月 3 1 日（木）

4. 申請の方法

体育事業（体育施設利用）補助申請書（所定用紙）に、必要事項記入のうえ事務局に提出する。

最終申請締切日 令和 4 年 3 月 1 8 日（金）

5. 補助金額

1 回の支払額	5, 0 0 0 円以上	1, 0 0 0 円
	3, 0 0 0 円以上 5, 0 0 0 円未満	7 0 0 円
	3, 0 0 0 円未満	2 割（1 0 0 円未満切捨て）

6. 添付書類

事業所名が記載された領収書

（原本が必要な方は返却しますので、お申し出ください）

体育施設利用参加者名簿

事業の様子がわかる書類（チラシ・写真等）

7. 申請期日及び交付期日

事業開催後に、事業所を通じて申請ください。

但し、最終申請締切日後に実施される場合は、事前にご相談ください。

補助金は、事業所を通じて交付します。